

高知港仁井田ボートパーク利用者募集案内書

高 知 県

高知県では、県が管理する高知港において、放置艇対策としてプレジャーボートを係留するための施設（高知港仁井田ボートパーク）を整備いたしましたので、所有船を係留させたい方を下記により募集いたします。

記

1 募集する係留施設の概要及び料金

【施設の概要】

港湾名	所在地	施設の種類	使用可能船舶
高知港	高知市仁井田 字朝日ヶ丘	浮棧橋(縦付け)	全幅 2.6m以下 全長 7.5m以下

注) 詳細は、別添「施設利用概要」をご覧ください。

【料金】

施設名	使 用 料		
	計算単位	区分	
高知港仁井田ボートパーク	月 額		船長 6 m未満 4, 8 0 0 円 船長 6 m以上 5, 4 0 0 円

注 1) 船長は、船舶検査証書に記載されている船舶の長さとしします。

2) 使用期間が 1 ヶ月に満たないときは、1 ヶ月として計算します。

3) 使用料は、上記表の額に使用月数を乗じた額と、その額に消費税及び地方消費税の合計率（8%）を乗じて得た額との合計額となります。

算定例：6 m未満の場合 $4,800 \times 12 \text{ ヶ月} \times 1.08 = 62,200 \text{ 円}$

6 m以上の場合 $5,400 \times 12 \text{ ヶ月} \times 1.08 = 69,980 \text{ 円}$

4) 使用料は、許可期間分を（基本的に年度末まで）一括前納して頂くこととなります。

2 申込資格

次の全てを満たす者である必要があります。

- ① 船舶安全法第 2 条第 1 項の適用船舶（以下「検査対象船舶」という。）にあっては、船舶検査証書の所有者欄に名前のある者であること。同法同条同項の適用除外船舶（以下「適用除外船舶」という。）にあっては、その所有者であることが書面で明確な者。
- ② 自身又は知人（管理受託者）でもって船体管理が可能な者。
- ③ 別添「許可の条件」を了承する者。

3 申込方法

(1) 提出書類

- ①係留施設等使用許可申請書（漁船以外の小型船舶用）
- ②誓約書
- ③「船舶検査証書」のコピー
（適用除外船舶にあつては、その船舶所有を明確にする書面）。
- ④「小型船舶登録事項通知書」のコピーまたは「船舶検査手帳」のコピー

(2) 申込受付期間

随時受け付け中

(3) 申込及び問い合わせ先

高知県高知土木事務所 港湾管理課

〒780-0814 高知市稲荷町1-1-26

TEL : 088-882-8171

FAX : 088-884-6154

4 その他の注意事項

- (1) 利用可能船舶の全長には、船外機部分等を含みます。
- (2) 当施設への出入港には、浦戸新橋 (桁下D.L. 4.5m・高潮時のクリアランス約2.5m) を潜る必要があります。
- (3) 申請書に記載する船名、長さ、幅、深さ、船舶番号は、船舶検査書の内容を転記してください。
- (4) 申込に必要な書類が不備な場合は受付できません。
- (5) 不正な申込であることが判明した場合、その申込は取り消しとなります。
- (6) 年度毎の許可のため、次年度への継続利用を希望する場合、年度末に翌年度分の許可申請が必要となります。

